

令和2年度群馬県産業経済関連予算及び 新型コロナウイルス感染症対策資金

群馬県の令和2年度予算及び新型コロナウイルス感染症に関する補正予算が決定されました。
今回は、その中から特に、中小企業等に関係する主な事業を要約・抜粋してご紹介します。

■ぐんま新技術・新製品開発補助

本県産業の競争力強化と新産業創出を促進するため、県内中小企業の新技術、新製品開発を支援します。

○市町村・県パートナーシップ支援型
補助限度額80万円
(県・市町村各40万円)
企業負担額20万円以上

○先端ものづくり産業推進型
補助率1/2
補助限度額800万円

■オープンイノベーション推進[新規]

次世代産業を創出するため、企業規模・業種・業態の枠を超えたオープンイノベーションの機会を提供します。

○社会課題解決アイデアソンの実施
209万7千円

○アドバイザーによる事業化支援
67万4千円

■インバウンド誘客促進

FIT(個人旅行者)に対応するため、ITやデジタル媒体を活用した観光宣伝・受入環境整備に取り組めます。

○英語版観光情報サイト新規構築 [新規]
7,500万円

○海外セールスプロモーション
4,389万4千円

○受入環境整備
1,489万7千円

■コンベンション推進

○広域連携誘客促進
1,163万3千円

6,639万8千円

「Gメッセ群馬」のオープンを県内外に周知するとともに、施設

の魅力発信や利活用推進に取り組めます。

■融資制度

本県経済の活力を高めるため、長期・固定金利の制度融資により、県内中小企業の積極経営を後押しするとともに、経営の安定を図るうとする中小企業を金融面から支援します。

※主な融資制度を抜粋
○中小企業パワーアップ資金
融資限度額2億円

○企業立地促進資金
融資限度額15億円

○経営サポート資金
融資限度額3千万〜6千万円

○経営力強化アシスト資金
融資限度額 県制度融資の既往債務残高(新規融資や新規融資を含めた借換は6千万円)

○中小企業再生支援資金
融資限度額6千万円

○小規模企業事業資金
融資限度額2千万円

○小口資金
融資限度額1,250万円

○中小企業設備支援資金
融資限度額5千万円

新型コロナウイルス感染症 に関する補正予算等の概要

■中小企業者向け出張相談会

180万4千円
資金繰り、経営、雇用・労働、設備投資、下請取引斡旋等の相談にワンストップで対応するため、関係機関が一堂に会した出張相談会を県内各地域で開催します。 [新規]

■感染症対策県内企業 ワンストップセンターの設置

19万6千円
県内事業者のあらゆる問題に一つの窓口で対応できるワンストップセンターを設置します。 [新規]

■融資制度

38億9,520万円
経営サポート資金の融資枠の拡大、利率の引き下げ、保証料の補助等を行います。
詳細は、次ページのとおりです。

経営サポート資金「新型コロナウイルス感染症対策資金」について

群馬県では、令和2年4月1日から、新型コロナウイルスにより影響を受けている中小企業者の皆様に資金面から支援するため、経営サポート資金の一部について「**金利の引き下げ**」、「**保証料補助**」を行う、新たな融資メニューを設定しましたので、ご活用ください。

■ 金利を引き下げます

経営サポート資金のうち

「新型コロナウイルス感染症対策資金Bタイプ」 1.75% → 1.1%

「新型コロナウイルス感染症対策資金Cタイプ」 1.70% → 1.1%

「新型コロナウイルス感染症対策資金Fタイプ」 1.30% → 1.1%

■ 保証料補助を実施します

信用保証料について、**県が全額負担**

■ 適用期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日の間に融資実行したもの

新型コロナウイルス感染症対策資金

Bタイプ(セーフティネット保証等関連要件)

- ①融資対象者(以下の要件をすべて満たす方)
 - ・旅館、ホテル、食堂、理容・美容業など、国が指定する業種に属している
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、原則として、直近1か月間とその後2か月の売上高等が前年同期と比較して**5%以上減少**
 - ・中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく市町村長の認定を受けている
- ②融資限度額：6,000万円(経営サポート資金Aタイプと、新型コロナウイルス感染症対策資金B、Cタイプを合算して1億2千万円まで)
- ③融資期間：運転資金10年以内(うち据置期間1年以内)
設備資金10年以内(うち据置期間2年以内)
- ④融資利率：年1.1%以内 ※別途「セーフティネット保証5号」が必要(全額保証料補助)

Cタイプ(災害復旧関連要件)

- ①融資対象者(以下の要件をすべて満たす方)
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、原則として、直近1か月間とその後2か月の売上高等が前年同期と比較して**20%以上減少**
 - ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づく市町村長の認定を受けている
- ②融資限度額：5,000万円(うち運転資金3,000万円)(経営サポート資金Aタイプと、新型コロナウイルス感染症対策資金B、Cタイプを合算して1億2千万円まで)
- ③融資期間：運転資金7年以内(うち据置期間2年以内)
設備資金10年以内(うち据置期間2年以内)
- ④融資利率：年1.1%以内 ※別途「セーフティネット保証4号」が必要(全額保証料補助)

Fタイプ(危機関連保証要件)

- ①融資対象者(以下の要件をすべて満たす方)
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、原則として、直近1か月間とその後2か月の売上高等が前年同期と比較して**15%以上減少**
 - ・中小企業信用保険法第2条第6項に基づく市町村長の認定を受けている
- ②融資限度額：3,000万円(経営サポート資金、新型コロナウイルス感染症対策資金の他の要件とは別枠)
- ③融資期間：運転資金10年以内(うち据置期間1年以内)
- ④融資利率：年1.1%以内 ※別途「危機関連保証」が必要(全額保証料補助)

群馬県経営支援課金融係 電話027-226-3332